

第 18 号 議 案

令 和 8 年 6 月 23 日
試 験 課

令和 8 年度主任級職選考の実施及び同実施要綱の決定について

このことについて、別紙 1 のとおり実施することとし、別紙 2（案）のとお
り同実施要綱を決定する。

1 昨年度からの変更点

I C T職に転職した職員の選考区分の経過措置等※に関する記述の削除

※ I C T選考区分追加前の、令和 6 年度までの転職選考により I C Tに転職した職員に対し、既に転職前の職種を対象とする選考区分で基礎力確認テストに合格又は教養記述の免除資格を取得している場合に限り、転職前の選考区分と I C T区分のいずれを受験するか選択可としたもの。（令和 7 年度の選考において、該当者が不在となったため削除。）

2 主任級職選考

(1) 選考の種別及び区分

ア 種別 A

- (ア) I 類（6 区分） 事務、土木、建築、機械、電気、I C T
 (イ) II 類（9 区分） 福祉 I、福祉 II、産業技術 I、産業技術 II、産業技術 III、
 医療技術 I、医療技術 II、保健、看護

イ 種別 B（3 区分） 事務系、一般技術系、医療福祉系

(2) 受験資格

採用区分		1 級職在職期間			
		種別 A		種別 B	
		本則 40歳未満	特例 40歳以上50歳未満	本則 40歳以上	特例 50歳以上
I 類 A・獣医・ 薬剤		3 年以上	3 年以上12年未満	12年以上	—
経験者		3 年以上	3 年以上12年未満	12年以上	3 年以上12年未満
経験者〈一般〉		3 年以上	3 年以上13年未満	13年以上	—
I 類 B		5 年以上	5 年以上13年未満	13年以上	5 年以上13年未満
II 類	短大 3 卒	6 年以上	6 年以上14年未満	14年以上	6 年以上14年未満
	短大 2 卒	7 年以上	7 年以上15年未満	15年以上	7 年以上15年未満
III 類	養成施設等修了	8 年以上	8 年以上16年未満	16年以上	8 年以上16年未満
	その他	9 年以上	9 年以上17年未満	17年以上	9 年以上17年未満
看護教員		5 年以上	5 年以上13年未満	13年以上	5 年以上13年未満
助産師		6 年以上	6 年以上14年未満	14年以上	6 年以上14年未満

種別 A（看護区分を除く）の受験には、選考区分に対応する区分の基礎力確認テストに、令和 8 年 5 月 31 日までに合格※している必要がある。

※令和 6 年度実施の基礎力確認テスト【特例実施】合格者及び令和元年度から令和 5 年度までの主任級職選考において教養問題免除資格を得ている者を含む）

(3) 選考方法

種別 A※			種別 B
I 類	II 類（看護以外）	II 類（看護）	
・ 教養記述 (土木、建築、機械、電気、ICTのみ) ・ 論文（2 題中 1 題解答） ・ 勤務評定	・ 論文 (2 題中 1 題解答) ・ 専門知識評定 ・ 勤務評定	・ 専門記述 (2 題中 1 題解答) ・ 論文 (2 題中 1 題解答) ・ 専門能力評定 ・ 勤務評定	・ 論文 (3 題中 1 題解答) ・ 日常の勤務成績に基づく推薦

※ 受験資格を満たす前年から教養記述（看護区分は専門記述）のみの受験が可能。また、令和３年度から令和７年度までの選考において、教養記述（看護区分は専門記述）の成績が一定の基準に達している人は、教養記述（看護区分は専門記述）が免除される。

(4) 合格者の決定方法

ア 種別A

「論文」、「専門知識評定」（看護区分を除くⅡ類のみ）、「専門能力評定」（Ⅱ類・看護区分のみ）及び「勤務評定」の成績を総合して決定する。

イ 種別B

「論文」及び「日常の勤務成績に基づく推薦」の成績を総合して決定する。

(5) 合格予定者数

令和 8 年度合格予定者数				令和 7 年度合格予定者数（参考）			
種別 A		種別 B	合計	種別 A		種別 B	合計
I 類	II 類			I 類	II 類		
512名	129名	89名	730名	745名	128名	87名	960名

3 実施時期

- (1) 要綱発表 令和8年6月23日(火)
- (2) 筆記考査 令和8年9月27日(日)
- (3) 合格発表(教養記述(看護区分は専門記述)免除者含む) 令和8年11月13日(金)(予定)

4 合格者の周知方法

合格者は任命権者を通じて通知・発表する。

令和8年度主任級職選考 選考区分別合格予定者数

(単位：人)

令和8年度								令和7年度									
種別・選考区分			有資格者数	内女性数	合格予定者数	対前年増減	合格率	有資格者数	内女性数	受験者数	内女性数	合格予定者数	合格者数	内女性数	(対有)合格率	(対受)合格率	女性合格率
A	I類	事 務	620	235	310	▲ 216	50.0%	934	348	781	290	526	528	214	56.5%	67.6%	73.8%
		土 木	208	50	104	▲ 11	50.0%	214	32	192	27	115	113	10	52.8%	58.9%	37.0%
		建 築	43	17	22	▲ 5	51.2%	53	24	47	21	27	27	12	50.9%	57.4%	57.1%
		機 械	79	4	40	1	50.6%	76	5	67	5	39	33	3	43.4%	49.3%	60.0%
		電 気	62	9	31	▲ 2	50.0%	63	4	54	3	33	33	2	52.4%	61.1%	66.7%
		I C T	10	1	5	0	50.0%	10	2	10	2	5	5	1	50.0%	50.0%	50.0%
		計	1,022	316	512	▲ 233	50.1%	1,350	415	1,151	348	745	739	242	54.7%	64.2%	69.5%
	II類	福 祉 I	69	44	25	8	36.2%	53	32	42	24	17	17	8	32.1%	40.5%	33.3%
		福 祉 II	47	39	15	3	31.9%	41	31	36	26	12	13	8	31.7%	36.1%	30.8%
		産業技術 I	73	42	23	▲ 4	31.5%	83	52	65	36	27	27	18	32.5%	41.5%	50.0%
		産業技術 II	46	21	14	▲ 2	30.4%	56	21	47	17	16	17	5	30.4%	36.2%	29.4%
		産業技術 III	13	1	5	0	38.5%	17	2	15	2	5	5	1	29.4%	33.3%	50.0%
		医療技術 I	27	17	8	1	29.6%	26	17	22	14	7	7	4	26.9%	31.8%	28.6%
		医療技術 II	105	100	28	▲ 4	26.7%	112	108	78	75	32	32	32	28.6%	41.0%	42.7%
		保 健	21	20	9	0	42.9%	20	19	15	14	9	8	7	40.0%	53.3%	50.0%
		看 護	42	38	2	▲ 1	4.8%	43	40	6	5	3	2	2	4.7%	33.3%	40.0%
		計	443	322	129	1	29.1%	451	322	326	213	128	128	85	28.4%	39.3%	39.9%
	計		1,465	638	641	▲ 232	43.8%	1,801	737	1,477	561	873	867	327	48.1%	58.7%	58.3%

令和8年度								令和7年度										
種別・選考区分		有資格者数	内女性数	対前年増減	想定受験者数	合格予定者数	対前年増減	合格率	有資格者数	内女性数	受験者数		合格予定者数	合格者数		(対有)合格率	(対受)合格率	女性合格率
B	事 務 系	993	573	▲ 30	99	57	0	5.7%	1,023	590	109	54	57	58	33	5.7%	53.2%	61.1%
	一般技術系	277	54	0	42	18	1	6.5%	277	50	39	9	17	17	6	6.1%	43.6%	66.7%
	医療福祉系	385	340	▲ 11	28	14	1	3.6%	396	347	27	27	13	14	14	3.5%	51.9%	51.9%
	計	1,655	967	▲ 41	169	89	2	5.4%	1,696	987	175	90	87	89	53	5.2%	50.9%	58.9%

令和 8 年度 主任級職選考実施要綱

令和 8 年 6 月 23 日
東京都人事委員会

1 要綱の趣旨

この要綱は、知事、公営企業管理者、議会議長、代表監査委員、教育委員会、選挙管理委員会、海区漁業調整委員会又は人事委員会に任命権がある東京都職員の主任級職の選考について規定します。

2 退職派遣職員等の取扱い

以下に掲げる人は、東京都職員とみなし、この要綱の規定を準用します。

- (1) 「公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例」第10条に規定する団体への退職派遣者
- (2) 東京都職員から引き続いて国家公務員等となった職員で人事委員会が認めた人

3 選考の種別及び区分

- (1) 主任級職選考 A (以下「種別 A」という。)
 - ア I 類 (6 区分): 事務、土木、建築、機械、電気、I C T
 - イ II 類 (9 区分): 福祉 I、福祉 II、産業技術 I、産業技術 II、産業技術 III、医療技術 I、医療技術 II、保健、看護
- (2) 主任級職選考 B (以下「種別 B」という。)
事務系、一般技術系、医療福祉系

4 職務の級の取扱いについて

この要綱における 1 級職には、平成 21 年 3 月 31 日以前の 2 級職 (平成 18 年 3 月 31 日以前にあっては、これに相当する職務の級。以下「旧 2 級職」という。) を含みます。

主な日程

- | | |
|------------------|-----------------------------------|
| ○ 申 込 締 切 日 | 令和 8 年 7 月 1 5 日 (水) 午後 3 時 0 0 分 |
| ○ 筆記考査実施日 | 令和 8 年 9 月 2 7 日 (日) |
| ○ 合 格 発 表 日 (予定) | 令和 8 年 1 1 月 1 3 日 (金) |

5 受験資格及び選考方法等

種別 A

選考区分に対応する区分の基礎力確認テストに、令和8年5月31日までに合格※している必要があります（看護区分を除く）。※令和6年度実施の基礎力確認テスト【特例実施】合格者及び令和元年度から令和5年度までの主任級職選考において教養問題免除資格を得ている者を含む。

(1) 受験資格（在職期間の計算方法については、8頁の7参照）

ア 本則

表1の職種の職員で、令和9年3月末日（以下「基準日」という。）現在1級職にあり、その在職期間が3頁表2本則に該当し、年齢が40歳未満の人（昭和62年4月2日以降に生まれた人）

イ 特例

表1の職種の職員で、基準日現在1級職にあり、その在職期間が3頁表2特例に該当し、年齢が40歳以上50歳未満の人（昭和52年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた人）

(2) 教養記述（看護区分は専門記述）（以下「教養記述（専門記述）」という。）の受験資格前倒し

教養記述（専門記述）については、上記(1)受験資格に定める基準を満たす前年から受験することができます。

表1

種 別	選 考 区 分	対 象 職 種
A I 類	事務	事務、司書、史料編纂、速記、社会教育、学芸研究
	土木	土木
	建築	建築
	機械	機械
	電気	電気
	I C T	I C T
A II 類	福祉Ⅰ	福祉
	福祉Ⅱ	心理、福祉技術、補装具製作
	産業技術Ⅰ	環境検査、獣医、衛生監視
	産業技術Ⅱ	林業、畜産、水産、造園、農業技術
	産業技術Ⅲ	海洋技術、職業訓練、写真、無線通信、理工技術
	医療技術Ⅰ	薬剤、衛生検査、医療技術、臨床検査
	医療技術Ⅱ	診療エックス線、歯科衛生、歯科技工、マッサージ、理学療法、作業療法、視能訓練、栄養士、診療放射線
	保健	保健師
	看護	助産師、看護師

表 2

(受験資格の基礎となる採用区分の取扱いについては、8頁の6参照)

受験資格の基礎となる採用区分※ ¹		1 級職在職期間	
		本則	特例
Ⅰ 類 A ※ ² 、獣医 ※ ³ 、薬剤 ※ ⁴ 、経験者 ※ ⁵		3 年以上 ※ ⁶	3 年以上12年未満 ※ ⁶
経験者〈一般〉 ※ ⁵		3 年以上	3 年以上13年未満
Ⅰ 類 B ※ ⁷		5 年以上	5 年以上13年未満
Ⅱ 類	短大 3 卒 ※ ⁸	6 年以上	6 年以上14年未満
	短大 2 卒	7 年以上	7 年以上15年未満
Ⅲ 類	高等学校卒業後 1 年間の養成施設等を修了した者 ※ ⁸	8 年以上	8 年以上16年未満
	その他	9 年以上	9 年以上17年未満
看護教員 ※ ⁹		5 年以上	5 年以上13年未満
助産師 ※ ¹⁰		6 年以上	6 年以上14年未満
看護師 ※ ¹¹		7 年以上	7 年以上15年未満

※¹：受験資格の基礎となる採用区分には、これと同等と人事委員会が認める人を含みます。※²：大学院の修士課程を修了した人等に対して行う人事委員会の選考により採用された人（人事委員会の選考により旧 2 級職に採用された人を含む。）は、Ⅰ 類 A と同等とみなします。※³：「獣医」とは、採用試験により獣医の職に採用された人を指します。※⁴：「薬剤」とは、平成23年4月1日以降に実施した採用試験により薬剤の職に採用された人を指します。※⁵：「経験者」とは、令和6年4月1日以降に実施した東京都職員経験者採用選考により採用された人を指します。「経験者〈一般〉」とは、平成18年度まで実施していた東京都職員経験者〈一般〉採用試験により採用された人を指し、平成15年度までの経験者採用を含みます。※⁶：平成23年度に実施した採用試験により薬剤の職に採用された人については、下記のとおり経過措置を設けます。

経過措置			
採用試験年度	受験資格の基礎となる採用区分	1 級職在職期間	
		本則	特例
平成23年度	薬剤	4 年以上	4 年以上12年未満

※⁷：「Ⅰ 類 B」には平成19年度までのⅠ 類採用者を含みます。※⁸：「Ⅱ 類・短大 3 卒」及び「Ⅲ 類・高等学校卒業後 1 年間の養成施設等を修了した者」は、福祉Ⅰ、福祉Ⅱ、医療技術Ⅰ、医療技術Ⅱ、保健、看護に属する職種のみ適用します。

なお、適用される学歴及び資格・免許等については、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」別表第3及び「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」別表第3を準用します。

※⁹：「看護教員」とは、平成22年4月1日以降に実施した看護教員採用選考により採用された人を指します。※¹⁰：「助産師」とは、平成22年4月1日以降に実施した助産師採用選考により採用された人を指します。

助産師区分で「大学卒」（「職員の採用・昇任等に関する一般基準」別表14に規定する助産師の指定学校又は養成所（看護師の指定学校又は養成所（2 年課程）を経て入学又は入所した場合を除く。）の修業又は卒業をいう。）の人は、1 級職在職期間を 1 年短縮し、「Ⅰ 類 B」と同じ期間とします。

また、「大学卒」には、短大 3 卒に該当する看護師学校を卒業後、助産師学校又は助産師養成所を卒業した人を含みます。

※¹¹：「看護師」とは、平成22年4月1日以降に実施した看護師採用選考により採用された人を指します。

看護師区分で「短大 3 卒」（「職員の採用・昇任等に関する一般基準」別表14に規定する看護師の指定学校又は養成所（3 年課程）の修業又は卒業をいう。）の人は、1 級職在職期間を 1 年短縮し、「Ⅱ 類・短大 3 卒」と同じ期間とします。

また、「大学卒」（「職員の採用・昇任等に関する一般基準」別表14に規定する看護師の指定学校（大学）の卒業をいう。）の人は、1 級職在職期間を 2 年短縮し、「Ⅰ 類 B」と同じ期間とします。

(3) 選考方法及び合格者の決定

ア 選考は、下表のとおり行います。

(ア) AⅠ類

論文及び勤務評定の成績を総合して合格者を決定します。

教養記述のある選考区分の場合、成績が一定の基準に達した人について、論文及び勤務評定の成績を総合して合格者を決定します。

筆記 考 査	教 養 記 述	土木、建築、機械、電気、ICT区分のみ 1時間 7題出題し、3題選択解答
		(出題分野) 選考区分ごとの基礎的専門知識
	論 文	2時間30分 2題出題し、1題選択解答 課題式により出題し、問題意識、問題解決力、論理性、表現力等について評価します。 (出題テーマに関する基本的認識を論述する(1))については300字以上500字程度。出題テーマに関する着眼点を示し、具体的な取組を論述する(2))については1,200字以上1,500字程度)
勤 務 評 定		筆記考査のうち論文の受験者を対象に、業績評価に基づいて、任命権者が評価します。

(イ) AⅡ類 (看護区分を除く。)

論文、専門知識評価及び勤務評定の成績を総合して合格者を決定します。

筆記 考 査	論 文	2 時間30分 2 題出題し、1 題選択解答
		課題式により出題し、問題意識、問題解決力、論理性、表現力等について評価します。 (出題テーマに関する基本的認識を論述する(1))については300字以上500字程度。出題テーマに関する着眼点を示し、具体的な取組を論述する(2))については1,200字以上1,500字程度)
専 門 知 識 評 定		筆記考査の受験者を対象に、基礎的な専門知識について、任命権者が評価します。
勤 務 評 定		筆記考査の受験者を対象に、業績評価に基づいて、任命権者が評価します。

(ウ) AⅡ類 (看護区分のみ)

専門記述の成績が一定の基準に達した人について、論文、専門能力評価及び勤務評定の成績を総合して合格者を決定します。

筆記 考 査	専 門 記 述	1 時間30分 2 題出題し、1 題選択解答
		(出題分野) 看護区分の基礎的専門知識
	論 文	2 時間30分 2 題出題し、1 題選択解答
		課題式により出題し、問題意識、問題解決力、論理性、表現力等について評定します。 (出題テーマに関する基本的認識を論述する(1)については300字以上500字程度。出題テーマに関する着眼点を示し、具体的な取組を論述する(2)については1,200字以上1,500字程度)
専 門 能 力 評 定		筆記考査の受験者(専門記述のみの受験者を除く。)を対象に、専門知識・技術について、任命権者が評定します。
勤 務 評 定		筆記考査の受験者(専門記述のみの受験者を除く。)を対象に、業績評価に基づいて、任命権者が評定します。

イ 筆記考査のうち、教養記述(専門記述)のみの受験も可能とします。

ウ 令和3年度から令和7年度までの選考において、教養記述(専門記述)の成績が一定の基準に達している人は、教養記述(専門記述)が免除されます。なお、教養記述(専門記述)が免除されている人は、免除期間中、教養記述(専門記述)を受験することはできません。

(4) 合格予定者数

AⅠ類：事 務 310名 土 木 104名 建 築 22名
AⅠ類：機 械 40名 電 気 31名 I C T 5名

AⅡ類：福 祉Ⅰ 25名 福 祉Ⅱ 15名 産業技術Ⅰ 23名
AⅡ類：産業技術Ⅱ 14名 産業技術Ⅲ 5名 医療技術Ⅰ 8名
AⅡ類：医療技術Ⅱ 28名 保 健 9名 看 護 2名

ただし、成績等により変更となる場合があります。

(5) 教養記述(専門記述)の免除

令和8年度選考の不合格者(論文のみの受験者を除く。)及び教養記述(専門記述)のみの受験者のうち、教養記述(専門記述)の成績が一定の基準に達した人は、令和9年度から令和13年度までの5年間、教養記述(専門記述)が免除されます。ただし、種別Aの受験資格を有する期間が令和9年度から5年に満たない場合は、受験資格を有する期間までを限度とします。

なお、免除の対象となるのは、申し込んだ筆記考査を全て受験した人です。

種別 B

(1) 受験資格（在職期間の計算方法については、8頁の7参照）

ア 本則

表3の職種の職員（暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除く。）で、基準日現在1級職にあり、その在職期間が7頁表4本則に該当し、年齢が40歳以上の人（昭和62年4月1日までに生まれた人）

イ 特例

表3の職種の職員（暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除く。）で、基準日現在1級職にあり、その在職期間が7頁表4特例に該当し、年齢が50歳以上の人（昭和52年4月1日までに生まれた人）

表 3

選考区分	対 象 職 種
事 務 系	事務、司書、史料編纂、速記、社会教育、学芸研究
一般技術系	土木、建築、機械、電気、I C T、環境検査、獣医、衛生監視、林業、畜産、水産、造園、農業技術、海洋技術、職業訓練、写真、無線通信、理工技術
医療福祉系	福祉、心理、福祉技術、補装具製作、薬剤、衛生検査、医療技術、臨床検査、診療エックス線、歯科衛生、歯科技工、マッサージ、理学療法、作業療法、視能訓練、栄養士、診療放射線、保健師、助産師、看護師

(2) 選考方法及び合格者の決定

選考は、下表のとおり行い、これらの成績を総合して合格者を決定します。

筆 記 考 査	論文 2時間 3題出題し、1題選択解答（1,000字以上1,500字程度）
	課題式により出題し、問題意識、問題解決力、論理性、表現力等について評価します。
日常の勤務成績に基づく推薦	筆記考査の受験者を対象に、業績評価に基づいて、任命権者が推薦します。

(3) 合格予定者数

事 務 系 57名
一般技術系 18名
医療福祉系 14名

ただし、成績等により変更となる場合があります。

表 4

(受験資格の基礎となる採用区分の取扱いについては、8頁の6参照)

受験資格の基礎となる採用区分※1		1 級職在職期間	
		本則	特例
Ⅰ 類 A ※2、獣医 ※3、薬剤 ※4		12年以上	なし
経験者 ※5		12年以上	3 年以上12年未満
経験者〈一般〉 ※5		13年以上	なし
Ⅰ 類 B ※6		13年以上	5 年以上13年未満
Ⅱ 類	短大3 卒 ※7	14年以上	6 年以上14年未満
	短大2 卒	15年以上	7 年以上15年未満
Ⅲ 類	高等学校卒業後1 年間の養成施設等を修了した者 ※7	16年以上	8 年以上16年未満
	その他	17年以上	9 年以上17年未満
看護教員 ※8		13年以上	5 年以上13年未満
助産師 ※9		14年以上	6 年以上14年未満
看護師 ※10		15年以上	7 年以上15年未満

※1：受験資格の基礎となる採用区分には、これと同等と人事委員会が認める人を含みます。

※2：大学院の修士課程を修了した人等に対して行う人事委員会の選考により採用された人（人事委員会の選考により旧2級職に採用された人を含む。）は、Ⅰ類Aと同等とみなします。ただし、基準日現在1級職にあり、その在職期間が3年以上12年未満で、年齢が50歳以上の人は、選考が受験できます。

※3：「獣医」とは、採用試験により獣医の職に採用された人を指します。

※4：「薬剤」とは、平成23年4月1日以降に実施した採用試験により薬剤の職に採用された人を指します。

※5：「経験者」とは、令和6年4月1日以降に実施した、東京都職員経験者採用選考により採用された人を指します。「経験者〈一般〉」とは、平成18年度まで実施していた東京都職員経験者〈一般〉採用試験により採用された人を指し、平成15年度までの経験者採用を含みます。

※6：「Ⅰ類B」には平成19年度までのⅠ類採用者を含みます。

※7：「Ⅱ類・短大3卒」及び「Ⅲ類・高等学校卒業後1年間の養成施設等を修了した者」は、医療福祉系に属する職種のみ適用します。

なお、適用される学歴及び資格・免許等については、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」別表第3及び「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」別表第3を準用します。

※8：「看護教員」とは、平成22年4月1日以降に実施した看護教員採用選考により採用された人を指します。

※9：「助産師」とは、平成22年4月1日以降に実施した助産師採用選考により採用された人を指します。

助産師区分で「大学卒」（「職員の採用・昇任等に関する一般基準」別表14に規定する助産師の指定学校又は養成所（看護師の指定学校又は養成所（2年課程）を経て入学又は入所した場合を除く。）の修業又は卒業をいう。）の人は、1級職在職期間を1年短縮し、「Ⅰ類B」と同じ期間とします。

また、「大学卒」には、短大3卒に該当する看護師学校を卒業後、助産師学校又は助産師養成所を卒業した人を含みます。

※10：「看護師」とは、平成22年4月1日以降に実施した看護師採用選考により採用された人を指します。

看護師区分で「短大3卒」（「職員の採用・昇任等に関する一般基準」別表14に規定する看護師の指定学校又は養成所（3年課程）の修業又は卒業をいう。）の人は、1級職在職期間を1年短縮し、「Ⅱ類・短大3卒」と同じ期間とします。

また、「大学卒」（「職員の採用・昇任等に関する一般基準」別表14に規定する看護師の指定学校（大学）の卒業をいう。）の人は、1級職在職期間を2年短縮し、「Ⅰ類B」と同じ期間とします。

6 受験資格の基礎となる採用区分の取扱い

- (1) 受験資格の基礎となる採用区分は、原則として現に従事する職種の職務に職員として任用（採用又は転職※¹）された時の採用区分※²によります。

※¹：他の職種に転ずること。

※²：東京都職員アルムナイ採用選考（以下「アルムナイ選考」という。）により採用された人の受験資格の基礎となる採用区分は、アルムナイ選考により適用された職種について、かつて任用されていた採用区分とします。

- (2) 採用後、上位の採用区分に相当する能力認定又は採用試験（選考）の受け直しに合格した人については、その採用区分によることができます。
- (3) 採用後、転職を伴い上位の採用区分に相当する能力認定又は採用試験（選考）の受け直しに合格した人で、下位の採用区分による職員期間を有する人は、その下位の採用区分によることができます。
- (4) 昭和61年3月31日以前の学歴区分は、それに相当する採用区分に読み替えて適用します。

7 在職期間の計算方法等

- (1) 受験資格の基礎となる採用区分の1級職に任用（採用又は転職）された時から基準日までを在職期間として計算します。
- (2) 6(2)により受験資格の基礎となる採用区分を上位の採用区分とした場合は、その採用区分に合格した翌年度4月1日から基準日までを在職期間として計算します。
- (3) 6(3)により受験資格の基礎となる採用区分を下位の採用区分とした場合は、その採用区分により1級職に任用（採用又は転職）された時から基準日までを在職期間として計算します。
- (4) 1級職に年度途中に任用された人は、原則として、その年度の4月1日に任用されたものとして、在職期間を計算します。

ただし、年度を超えた前倒し採用者（採用試験（選考）実施年度の翌年度4月1日以降を採用予定日とする試験（選考）に合格し、3月31日以前に採用された人）については、以下のとおり取り扱います。

ア 在職期間は、実在職年月数により計算します。

イ 前歴通算（下記(7)参照）の結果、受験資格の「1級職在職期間」を満たす場合でも、採用予定日が属する年度は選考を受験することはできません。（種別Aの前倒し受験も同様です。）

（例）令和8年4月1日が採用予定日の採用試験に合格し、令和7年度中に採用された人は、前歴通算により受験資格の「1級職在職期間」を満たしていても、令和8年度の選考を受験することはできません。

- (5) 休職、結核休養、育児休業又は配偶者同行休業の期間は、在職期間から控除しません。
- (6) 停職期間は控除し、その前後を加算します。
- (7) アルムナイ選考により採用された人、前歴を有する人及びその他特別の方法による在職期間の計算等は、別記「令和8年度 主任級職選考受験資格細目」によるものとします。

※ 前歴通算の結果、受験資格の「1級職在職期間」を満たす場合でも、入都初年度に、選考に申し込むことはできません（種別Aの前倒し受験も同様です。）。

8 休職者等の取扱い

休職又は停職期間中の職員で、筆記考査実施日の前日までに復職できない人は、選考

を受験することができません。ただし、育児休業中や配偶者同行休業中の人※及び「職員の休職の事由等に関する規則」第2条第1号、第2号又は第4号に該当する場合等で、人事委員会が認めた人は受験することができます。

※ 上記に関わらず、採用後の勤務実績がない場合、選考を受験することはできません。ただし、種別Aの教養記述（専門記述）のみ受験することはできます。

9 受験手続

(1) 受験の申込み

ア 受験申込方法

受験希望者は、東京都昇任選考事務システム（以下「本システム」という。）を利用し、申込登録をしてください。

インターネット環境がないなど、本システムによる申込みができない場合は、申込書に必要事項を記入の上、所属長に提出してください。なお、申込書は、所属長を通じて所属局人事担当に請求してください。

いずれの場合も詳細は、「受験手続ガイド（主任級職選考）」を参照してください。

イ 申込期間

令和8年7月1日（水）午前10時00分から

令和8年7月15日（水）午後3時00分まで（受信有効）

所属長への申込書提出期間も同日同刻です。

ウ 留意点

(ア) 通算可能な前歴があると思われる人は、必ず申込締切日までに所属長に申し出て、受験資格の「1級職在職期間」に通算できるかどうかを確認してください。

(イ) 受験に際して特別の配慮（例えば、身体に障害のある人で、点字での受験、用紙の拡大、試験時間の延長、駐車場の確保等）を希望する人、妊娠等による座席の配慮を希望する人は、可能な範囲で配慮しますので、所属長に申し出てください。なお、その場合でも本システムによる申込登録が必要です。特別配慮の申し出だけでは申込手続は完了しません。

(2) 受験票の交付

ア 交付時期

令和8年8月下旬～9月上旬

イ 交付方法

本システムを利用し、受験票（PDFファイル）をダウンロードしてください。受験票をA4サイズの白色普通紙に印刷し、筆記考査当日に選考会場にお持ちください。

申込書で申し込んだ場合は、所属長を通じて受験票を交付します。

10 筆記考査実施日及び場所

令和8年9月27日（日）

実施場所は、受験票にてお知らせします。（9(2)参照）

11 選考合格者及び教養記述（専門記述）免除者の発表

(1) 発表日

令和8年11月13日（金）（予定）

(2) 発表方法

任命権者を通じて個別に受験者本人に通知します。また、本システムを利用し、

自身の結果を確認することができます。

なお、発表後、T A I M S の人事委員会掲示板及び本システムに合格者名簿を掲示します。

12 成績の告知

令和８年度選考の不合格者及び教養記述（専門記述）のみの受験者（種別Ａ）に対し、受験した筆記考査の成績を告知します。

なお、告知の対象となるのは、申し込んだ筆記考査を全て受験した人です。

(1) 告知の内容

ア 種別Ａ

(ア) ＡⅠ類 教養記述（土木、建築、機械、電気、ＩＣＴ区分のみ）、論文の成績

(イ) ＡⅡ類 専門記述（看護区分のみ）、論文の成績

イ 種別Ｂ 論文の成績

(2) 告知の時期及び方法

ア 告知の時期

令和８年11月25日（水）（予定）

イ 告知の方法

本システムを利用し、成績告知票をダウンロードしてください。

申込書で申し込んだ場合は、各局人事担当経由で受験者本人に配付します。